

まちづくり補助金制度一覧

【令和7年10月1日現在】

3 扶助費

制 度 名 称	対 象 事 業 (事 業 内 容)	補 助 率 又 は 限 度 額	想 定 事 業 主 体 (対 象 者)	問 い 合 わ せ 先	
				担 当 課	担 当 係 (外 線 番 号)
災害見舞金支給制度	災害により被害を受けた町民に対して町が見舞金を支給する。	・住家の全焼、全壊、流出 10万円 ・住家の半焼、半壊 5万円 ・住家の床上浸水 3万円 ・死亡 10万円	災害により被害を受けた町民	総務課	防災係 (56-9115)
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等の生活の回復のため、葬祭、治療等個別の事情に応じて使途を自由に決定できる支援として、一定条件を満たす犯罪被害者等に対し、遺族見舞金や重傷病見舞金を支給する。	・遺族見舞金 30万円/件 ・重傷病見舞金 10万円/件	犯罪行為等により被害を受けた町民等	地域生活課	生活係 (56-9129)
児童医療費助成	子育てに要する経費を軽減するとともに児童の疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	・1レセプトにつき500円(小学生) ・中学生及び高校生の自己負担分全額	出生から高校3年生までの児童の保護者	子ども家庭課	母子健康係 (56-9132)
妊産婦医療費助成	疾病の早期発見と受療を促進し、母子保健の向上を図るため、医療費の一部を助成する。	町内に住所を有し、妊娠届出をした日から出産した月の翌月末日まで保健診療したレセプト代(500円)	町内に住所を有する妊産婦		母子健康係 (56-9132)
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成する。	・1レセプトにつき500円 ・入院時食事療養費	町内に住所を有するひとり親家庭の親と子		相談支援係 (56-9137)
第3子等副食費支援費	国の幼児教育・保育無償化の制度の対象にならない第3子以降の保育所・幼稚園・認定こども園等の入所児童の保護者に対し、副食費等に係る費用を助成する。	4,900円/月(上限額)	3歳以上保育所等入所児童(1号及び2号認定児童)の扶養義務者		子育て係 (56-9130)
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障害者の福祉の増進を図る。	1レセプトにつき500円	重度心身障害者	健康福祉課	障がい福祉係 (56-9128)
自立支援医療支給事業	受診者が払う医療費の一部を助成することにより、福祉の向上と自立の促進を図る。	法令に定める基準額と町が定める基準額との差額	【更生医療】 身体障害者手帳を持つ18歳以上の者 【育成医療】 身体障害者手帳を持つ18歳未満の者 【養育医療】 未熟児(0歳児)		障がい福祉係 (56-9128)
難病患者等福祉手当	原因が不明であり、治療法が確立していない特定の疾患患者に対し、その福祉の増進を図るため、福祉手当を支給する。	1人につき3,000円/月	栃木県が定める特定疾患患者または小児慢性特定疾患患者		障がい福祉係 (56-9128)
高齢者日常生活用具給付	おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者であって、町民税世帯非課税者に対し、高齢者が容易に使用し得る電磁調理器を給付する。	電磁調理器	高齢者		高齢者支援係 (56-9191)
	おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い、既に電磁調理器、電器ストーブ等を導入しているにもかかわらず、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者又は寝たきり高齢者に対し、自動消火器を給付する。	自動消火器	高齢者		
高齢者介護用品給付	在宅で介護を受けている要介護状態区分が要介護4又は5に認定された町民税世帯非課税者(町民税が課税されている者の扶養親族を除く。)に対し、介護用品等と交換できる一人当たり年間75,000円分の介護用品給付券を給付する。	一人当たり年間7万5,000円分の介護用品給付券	高齢者		高齢者支援係 (56-9191)
家族介護慰労金給付	在宅で介護を受けている要介護状態区分が要介護4又は5と判定された者を在宅で過去1年間介護保険サービスを受けずに(年間1週間程度のショートステイの利用を除く。)介護している同居の町民税世帯非課税者に対し、家族介護慰労金を支給する。	年1回 10万円	介護者		高齢者支援係 (56-9191)
成年後見制度利用支援	身寄りが無く、認知症が進行し、成年後見人等を要する者であって、裁判所への申立の費用が無い者や成年後見人が選任されてもその報酬を支払うことが出来ない者に対し、その費用や報酬額の一部を支給する。	被後見人の支払能力を超えた差額分(限度額) ・病院施設等入居者 1万8,000円/月 ・在宅生活者 2万8,000円/月	生活保護受給者等で親族ではない後見人が選任されている者		高齢者支援係 (56-9102)
要保護・準要保護児童生徒援助費補助金	要保護者に準じ、準要保護者に対して、義務教育に係る一部経費を援助する。	・学用品等：国庫補助単価と同額	準要保護児童生徒の保護者(ただし、当該者がいない場合は、児童生徒と同居し、かつ生計を維持する者)	教育総務課	学校教育係 (56-9156)
宿泊学習・教育キャンプ参加費補助金	要保護者、準要保護者及び特別支援学級の児童生徒保護者に対して、宿泊学習・教育キャンプに係る経費を援助する。	要保護は宿泊学習費経費の全額 (小・中1) 6,000円(上限額) (中2) 2万円(上限額) 準要保護は下記経費の全額 ・宿泊学習費 (小・中1) 6,000円(上限額) (中2) 2万円(上限額) ・修学旅行費 (小) 3万円(上限額) (中) 7万円(上限額) 特別支援学級は下記経費の2分の1 ・宿泊学習費 ・修学旅行費	要保護、準要保護及び特別支援学級児童生徒の保護者		学校教育係 (56-9156)